

変更概要

中村橋駅南口地区地区計画												
事項		旧				新				摘要		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	駅前商業地区	高層住宅複合地区	街並み保全地区	鉄道地区	駅前商業地区	高層住宅複合地区	街並み保全地区	鉄道地区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備
		面積	0.7ha	0.7ha	0.5ha	0.7ha	0.7ha	0.7ha	0.5ha	0.7ha		
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 3 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)第2条第1項第5号から第8号(ただしマージャン屋を除く)同条第6項および同条第9項に該当する営業の用に供する建築物	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 3 「風営法」第2条第1項、第6項および第9項に該当する営業の用に供する建築物	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項第2号(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)による改正前の風営法第2条第1項第5号に相当するものに限る。)第3号、第4号(マージャン屋を除く。)および第5号、第6項ならびに第9項に規定する営業に供する建築物	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 倉庫業を営む倉庫 2 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる事業を営む工場 3 風営法第2条第1項、第6項および第9項に規定する営業に供する建築物						